平成 25 年 2 月 19 日

各位

会社名　　株式会社ハイパー
代表者名　　取 締 役 社 長　　玉　田　宏　一
（コード番号：３０５４）
問合せ先　　取締役管理統括部長　　江　守　裕　樹
（電話：03－6855－8180）

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 19 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 25 年 3 月 28 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I.　特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の執行役員及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、本新株予約権は下記Ⅱ．3.(6)「新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結営業利益が平成 25 年 2 月 13 日に公表した中期経営計画(平成 25 年 12 月期～平成 27 年 12 月期)における目標数値として、あらかじめ定める基準に達した場合に初めて権利行使を可能とするものです。

II.　新株予約権の発行要領

1.　新株予約権の数

450 個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 45,000 株を上限とし、下記 3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2.　新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3.　新株予約権の内容

(1)　新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。

ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株あたり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

(3)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日から 3 年間とする。

(4)　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。

②　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)　新株予約権の行使の条件

①　当社が策定した中期経営計画の目標である平成 25 年 12 月期から平成 27 年 12 月期までの 3 期累計の連結営業利益額 1,120 百万円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下の通り定める。

ⅰ　達成率 80％以上 90％未満　　割当新株予約権の 50％まで行使可能

ⅱ　達成率 90％以上 100％未満　　割当新株予約権の 75％まで行使可能

ⅲ　達成率 100％以上　　割当新株予約権の 100％まで行使可能

なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨て

るものとし、権利行使可能分以外のものは失効することとする。

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

③ 新株予約権の相続は、これを認めない。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑤ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記 5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

上記 3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3.(4)に準じて決定する。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)　その他新株予約権の行使の条件

上記 3.(6)に準じて決定する。

(9)　新株予約権の取得事由及び条件

上記 4.に準じて決定する。

6.　新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

7.　新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上